

## セノー株式会社等に対する買取決定について

2010年6月1日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2010年3月26日に、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行っていましたが、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

### 1. 対象事業者の氏名又は名称

セノー株式会社、株式会社セノテック、セノーメンテナンスサービス株式会社及び株式会社アプセン（以下、これら4社を総称して「対象事業者」という。）

### 2. 買取決定に係る金額等

- ・対象事業者の債権の元本総額 7,787百万円（A）
- ・うち買取りに係る債権の元本額 1,031百万円（B）
- ・うち対象事業者の事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて同意された債権の元本額 6,755百万円（A－B）

\*上記（B）の買取りは、①事業再生計画所定の会社分割によりセノー株式会社から分割承継会社（以下「新会社」という。）に承継される債権の買取りを指し、このほかに、②債権の買取りに代えて、機構が新会社に融資を行い、セノー株式会社が当該資金をもって関係金融機関等に弁済する場合を含みます。

\*上記の額は、支援決定時の債権残高を示したものであり、実際の買取実行までの間に変更が生ずることがあり得ます。

### 3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

### 4. 金融支援額

債権放棄額 4,800百万円

\*支援決定時点からの変更はありません。

5. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上